

実用新案法

1961.12.31 法律第 952 号
1963. 3. 5 法律第 1294 号
1973. 2. 8 法律第 2508 号
1973.12.31 法律第 2661 号
1976.12.31 法律第 2957 号
1980.12.31 法律第 3328 号
1982.11.29 法律第 3567 号
1986.12.31 法律第 3893 号
1990. 1.13 法律第 4209 号
[全文改正]
1993. 3. 6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4596 号
1995. 1. 5 法律第 4893 号
1995.12.29 法律第 5081 号
1997. 4.10 法律第 5330 号
1998. 9.23 法律第 5577 号
2001. 2. 3 法律第 6412 号
2002. 1.26 法律第 6626 号
2002.12.11 法律第 6766 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2006.3.3 法律第 7872 号
[全文改正]
2007.1.3 法律第 8193 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9234 号
2009.1.30 法律第 9371 号
2011.3.30 法律第 10502 号
2011.12.2 法律第 11114 号
2013.3.22 法律第 11653 号
2013.3.23 法律第 11690 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】この法律は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、産業発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。

- 1.“考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。
- 2.“登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。
- 3.“実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸渡し若しくは輸入する、又はその物品の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

第 3 条【「特許法」の準用】「特許法」第 3 条乃至第 7 条、第 7 条の 2、第 8 条乃至第 25 条、第 28 条、第 28 条の 2 乃至第 28 条の 5 の規定は実用新案に関してこれを準用する。
〈改正 2011.12.2〉

第2章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第4条【実用新案登録の要件】

①産業上利用することができる物品の形状・構造又は組合せに関する考案であつて、次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、その考案に対して実用新案登録を受けることができる。

- 1.実用新案登録出願前に国内又は国外において公知されたか、又は公然に実施された考案
2. 実用新案登録出願前に国内又は国外において、頒布された刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通じて公衆が利用することができる考案
〈改正 2013.3.22〉

②実用新案登録出願前にその考案の属する技術分野における通常の知識を有する者が第1項各号のいずれか一つに規定された考案に基づいてきわめて容易に考案することができるものである場合は、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願した考案が、その実用新案登録出願をした日以前に実用新案登録出願又は特許出願をし、その実用新案登録出願をした後に出願公開されたか、又は登録公告された他の実用新案登録出願又は特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明と同一である場合、その考案については、第1項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。但し、その実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者又は特許出願の発明者が同一である場合、又はその実用新案登録出願当時の出願人と他の実用新案登録出願や特許出願の出願人が同一である場合には、この限りではない。

④第3項を適用する場合、他の実用新案登録出願又は特許出願が次の各号の何れか一つに該当する場合、第3項中の“出願公開”は、“出願公開又は「特許協力条約」第21条による国際公開”と、“出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案又は発明”は、国語で出願した場合、“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された考案又は発明”と、外国語で出願した場合、“国際出願日に提出した国際出願の明細書、請求の範囲又は図面とその出願翻訳文に共に記載された考案又は発明”とみなす。
〈改正 2009.1.30〉

- 1.他の実用新案登録出願が第34条第1項により実用新案登録出願とみなされた国際出願（第40条第4項により実用新案登録出願となる国際出願を含む）である場合
- 2.特許出願が「特許法」第199条第1項により特許出願とみなされた国際出願（「特許法」第214条第4項により特許出願となる国際出願を含む）である場合

第5条【公知等にならない考案とみなす場合】

①実用新案登録を受けることができる権利を有する者の考案が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その日から12ヶ月以内に実用新案登録出願をすれば、その実用新案登録出願

された考案については、第 4 条第 1 項又は第 2 項を適用する時に、第 4 条第 1 項各号のいずれか一つに該当しないものとみなす。

<改正 2011.12.2>

1. 実用新案登録を受けることができる権利を有する者によってその考案が第 4 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するに至った場合。但し、条約又は法律に従って国内又は国外で出願公開されるか、又は登録公告される場合を除く。

2. 実用新案登録を受けることができる権利を有する者の意に反してその考案が第 4 条第 1 項各号のいずれか一つに該当するに至った場合

②第 1 項第 1 号の規定の適用を受けようとする者は、実用新案登録出願書にその趣旨を記載して出願し、これを証明することができる書類を実用新案登録出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第 6 条【実用新案登録を受けることができない考案】 次の各号のいずれか一つに該当する考案に対しては、第 4 条の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

1. 国旗又は勲章と同一か、又は類似した考案

2. 公共の秩序、又は善良なる風俗を紊乱させるか、又は公衆の衛生を害するおそれがある考案

第 7 条【先出願】

①同一の考案について異なった日に 2 以上の実用新案登録出願があるときには、先にの実用新案登録出願した者のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

②同一の考案について同日に 2 以上の実用新案登録出願があるときには、実用新案登録出願人間の協議により定められた一人の実用新案登録出願人のみが、その考案について実用新案登録を受けることができる。協議が成立しないか、又は協議をすることができないときには、いずれの実用新案登録出願人もその考案について実用新案登録を受けることができない。

③実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一のもので、その実用新案登録出願及び特許出願が異なった日に出願されたものであるときには第 1 項の規定を準用し、その実用新案登録出願と特許出願が同日に出願されたものであるときには第 2 項の規定を準用する。

④実用新案登録出願又は特許出願が無効・取り下げ又は放棄されたり、拒絶決定や拒絶したという趣旨の審決が確定されたときには、その実用新案登録出願又は特許出願は、第 1 項乃至第 3 項の規定を適用するにおいては、初めからなかったものとみなす。但し、第 2 項後段(第 3 項の規定によって準用される場合を含む)の規定に該当し、その実用新案登録出願又は特許出願について拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されたときには、この限りではない。

⑤考案者又は発明者でない者であって実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者が行った実用新案登録出願又は特許出願は、第 1 項乃至第 3 項の規定を適用するにおいては、初めからなかったものとみなす。

⑥特許庁長は第 2 項の場合には実用新案登録出願人に期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間以内に申告がないときには協議は成立しなかったものとみなす。

第 8 条【実用新案登録出願】

①実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した実用新案登録出願書の特許庁長に提出しなければならない。

- 1.実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人である場合はその名称及び営業所の所在地)
- 2.実用新案登録出願人の代理人が出願する場合は、その代理人の氏名・住所及び営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3.考案の名称

4.考案者の氏名及び住所

②第 1 項の規定による実用新案登録出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

1.考案の名称

2.図面の簡単な説明

3.考案の詳細な説明

4.実用新案登録請求範囲

③第 2 項第 3 号による考案の詳細な説明の記載は、次の各好意要件を満たさなければならない。

その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者がその考案を容易に実施をすることができるように、**産業通商資源部令**が定める記載方法に従って明確かつ詳細に記載しなければならない。

その考案の背景になる技術を記載すること。

<改正 2007.1.3、2011.3.30、**2013.3.23**>

④第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲は、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”とする)が 1 以上なければならず、その請求項は、次の各号に該当しなければならない。

1.考案の詳細な説明により裏付けられること

2.考案が明確かつ簡潔に記載されること

3.削除＜2007.1.3＞

⑤実用新案登録出願人は、第2項の規定にかかわらず実用新案登録出願時に第2項第4号の実用新案登録請求範囲を記載しない明細書を実用新案登録出願書に添付することができる。この場合、次の各号の区分に従った期限までに実用新案登録請求範囲が記載されるように明細書を補正しなければならない。＜新設 2007.1.3＞

1.第15条の規定によって準用される「特許法」第64条第1項各号のいずれか一つに該当する日から1年6ヶ月となる日まで

2.第1号の期限以内に第15条の規定により準用される「特許法」第60条第3項による出願審査請求の趣旨を通知された日から3ヶ月となる日まで（第15条の規定により準用される「特許法」第64条第1項各号のいずれか一つに該当する日から1年3ヶ月となる日以降に通知された場合には、第15条の規定によって準用される「特許法」第64条第1項各号のいずれか一つに該当する日から1年6ヶ月となる日まで）

⑥第2項第4号の規定による実用新案登録請求範囲を記載する時には、保護を受けようとする事項を明確にできるように考案を特定するのに必要であると認められる形状・構造又はこれらの結合関係などを記載しなければならない。＜新設 2007.1.3＞

⑦実用新案登録出願人が実用新案登録出願後に第5項各号の規定による期限までに明細書を補正しない場合は、その期限となる日の翌日に該当実用新案登録出願は取り下げられたとみなされる。＜新設 2007.1.3＞

⑧第2項第4号の規定による実用新案登録請求範囲の記載方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。＜改正 2007.1.3＞

⑨第2項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、**産業通商資源部令**で定める。

＜改正 2007.1.3、**2013.3.23**＞

第9条【実用新案登録出願の範囲】

①実用新案登録出願は1考案を1実用新案登録出願とする。但し、一つの総括的考案の概念を形成する1群の考案については1実用新案登録出願とすることができる。

②第1項の規定による1実用新案登録出願の要件は、大統領令で定める。

第10条【変更出願】

①特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲内において、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。但し、その特

許出願に関して最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日から 30 日が経過したときは実用新案登録出願に変更することができない。

②第 1 項の規定により変更された実用新案登録出願(以下“変更出願”とする)がある場合、その変更出願は特許出願をしたときに実用新案登録出願したものとみなす。但し、その変更出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りではない。

1.第 4 条第 3 項で規定する他の実用新案登録出願又は「特許法」第 29 条第 3 項で規定する実用新案登録出願に該当して第 4 条第 3 項又は「特許法」第 29 条第 3 項の規定を適用する場合

2.第 5 条第 2 項の規定を適用する場合

3.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 54 条第 3 項の規定を適用する場合

4.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 55 条第 2 項の規定を適用する場合

③第 1 項の規定により変更出願をする者は、変更出願書にその趣旨及び変更出願の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

④変更出願がある場合には、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

⑤第 1 項但し書の規定による 30 日の期間は「特許法」第 15 条第 1 項の規定により同法第 132 条の 3 で規定した期間が延長されたときは、その延長された期間に限って延長されたものとみなす。

⑥変更出願場合に、「特許法」第 54 条による優先権を主張する者は同条第 4 項による書類を同条第 5 項による期間過ぎた後にも変更出願をした日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

<改正 2013.3.22>

第 11 条【「特許法」の準用】 実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関しては、「特許法」第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条、第 51 条、第 52 条及び第 54 条から第 56 条までの規定を準用する。

[全文改正 2009.1.30]

第 3 章 審査

第 12 条【実用新案登録出願審査の請求】

①実用新案登録出願に対する審査は請求があるときに限る。

②実用新案登録出願があるときは、何人もその日から3年以内に特許庁長にその実用新案登録出願に関して出願審査の請求をすることができる。但し、実用新案登録出願人の場合は、実用新案登録請求範囲が記載された明細書が添付された時に限って出願審査の請求をすることができる。〈改正 2007.1.3〉

③次の各号のいずれかの1つに該当する実用新案登録出願に関しては、第2項による期間が過ぎた後にも次の各号の期間に出願審査の請求をすることができる。

1. 変更出願：変更出願をした日から30日以内

2.2. 第11条により準用される「特許法」第34条及び第35条による正当な権利者の実用新案登録出願：正当な権利者が実用新案登録出願をした日から30日以内

3.3. 第11条により準用される「特許法」第52条第2項による分割出願：分割出願をした日から30日以内
〈改正 2013.3.22〉

④出願審査の請求は取り下げることができない。

⑤第2項又は第3項の規定による期間以内に出願審査の請求がないときは、その実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

第13条【実用新案登録拒絶決定】第15条の規定により準用される「特許法」第57条第1項の規定による審査官（以下“審査官”とする）は、実用新案登録出願が次の各号のいずれか一つ（以下“拒絶理由”とする）に該当する場合は、その実用新案登録出願について実用新案登録拒絶決定をしなければならない。〈改正 2007.1.3〉

1.第4条、第6条、第7条第1項乃至第3項、第3条の規定により準用される「特許法」第25条又はこの法律第11条の規定により準用される「特許法」第44条の規定によって実用新案登録を行うことができない場合

2.第11条の規定により準用される「特許法」第33条第1項本文の規定による実用新案登録を受けられる権利を持たないか、又は同項但し書の規定によって実用新案登録を受けることができない場合

3.条約の規定に違反する場合

4.第 8 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 9 条で規定される要件を満たしていない場合

5.第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

6.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 2 項の規定による範囲を逸脱した補正である場合

7.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した分割出願である場合

第 14 条【拒絶理由通知】 ①審査官は第 13 条の規定により実用新案登録拒絶決定をしようとするときには、その実用新案登録出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。但し、第 11 条により準用される「特許法」第 51 条第 1 項に従って却下決定をしようとするときは、この限りではない。＜改正 2007.1.3、2009.1.30＞

②審査官は実用新案登録請求範囲に 2 つ以上の請求項がある実用新案登録出願について第 1 項本文の規定に従って拒絶理由を通知するときは、その通知書に拒絶される請求項を明示して、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記載しなければならない。＜新設 2007.1.3、2009.1.30＞

第 15 条【「特許法」の準用】 実用新案登録出願の審査・決定に関しては、「特許法」第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 60 条、第 61 条、第 63 条の 2、第 64 条から第 66 条まで、第 66 条の 2、第 67 条、第 67 条の 2、第 67 条の 3、第 68 条及び第 78 条を準用する。
[全文改正 2009.1.30] <改正 2013.3.22>

第 4 章 登録料及び実用新案登録等

第 16 条【登録料】

①第 21 条第 1 項による実用新案権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日（以下“設定登録日”とする）から 3 年分の登録料を納付しなければならず、実用新案権者は、その次の年度分からの登録料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準として毎年 1 年分毎納付しなければならない。

②第 1 項にもかかわらず、実用新案権者は登録料をその納付年次順序による数年分又は全ての年次分を一緒に納付することができる。

③第 1 項及び第 2 項による登録料、納付方法、納付期間、その他必要な事項は、**産業通商資源部令**により定める。

<改正 2013.3.23>

[全文改正 2009.1.30]

第 17 条【手数料】

- ①実用新案登録に関する手続きを踏む者は手数料を納付しなければならない。
- ②実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後、その実用新案登録出願書に添付した明細書を補正して実用新案登録請求範囲に記載した請求項の数が増加したときは、その増加した請求項に関して納付すべき審査請求料は実用新案登録出願人が納付しなければならない。
- ③第 1 項の規定による手数料とその納付方法及び納付期間その他必要な事項は、**産業通商資源部令**により定める。
＜改正 2013.3.23＞

第 18 条【実用新案登録原簿】

- ①特許庁長は、特許庁に実用新案登録原簿を備え、次の各号の事項を登録する。
 - 1.実用新案権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限
 - 2.専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限
 - 3.実用新案権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限
- ②第 1 項の規定による実用新案登録原簿は、その全部又は一部を磁気テープ等で作成することができる。
- ③その他登録事項及び登録手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。
- ④登録実用新案の明細書及び図面その他大統領令が定める書類は、実用新案登録原簿の一部とみなす。

第 19 条【実用新案登録証の交付】

- ①特許庁長は、実用新案権の設定登録を行ったときは、実用新案登録権者に対し、実用新案登録証を交付しなければならない。
- ②特許庁長は、実用新案登録証が実用新案登録原簿その他の書類と合わないときは申請によって又は職権で実用新案登録証を回収して訂正交付するか、又は新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

③特許庁長は、第 33 条の規定により準用される「特許法」第 136 条第 1 項の規定に従った訂正審判の審決が確定されたときは、その審決に従って新しい実用新案登録証を交付しなければならない。

第 20 条【「特許法」の準用】「特許法」第 80 条・第 81 条・第 81 条の 2・第 81 条の 3・第 83 条及び第 84 条の規定は、登録料及び実用新案登録に関してこれを準用する。

第 5 章 実用新案権

第 21 条【実用新案権の設定登録及び登録公告】

①実用新案権は、設定登録を行うことにより発生する。

②特許庁長は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、実用新案権を設定するための登録を行わなければならない。

1.第 16 条第 1 項の規定によって登録料を納付したとき

2.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条第 1 項の規定によって登録料を追加納付したとき

3.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条の 2 第 2 項の規定によって登録料を補填したとき

4.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 81 条の 3 第 1 項の規定によって登録料を追加納付するか、又は補填したとき

5.第 20 条の規定により準用される「特許法」第 83 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の規定によってその登録料が免除されたとき

③特許庁長は、第 2 項の規定による登録があるときは、その登録実用新案に関して実用新案公報に掲載し登録公告をしなければならない。

④第 3 項の規定にかかわらず特許庁長は、第 11 条の規定により準用される「特許法」第 41 条第 1 項の規定によって、秘密に取扱うよう命令された実用新案登録出願に対しては、秘密取扱命令が解除されるときまで第 3 項の規定による登録公告を保留しなければならない、その秘密取扱命令が解除されたときには、遅滞なく登録公告をしなければならない。

⑤特許庁長は、第 3 項の規定による登録公告がある日から 3 月間、出願書類及びその付属物を公衆の縦覧に供しなければならない。

⑥第 3 項の規定による登録公告に関して、実用新案公報に掲載する事項は大統領令で定める。

第 22 条【実用新案権の存続期間】

①実用新案権の存続期間は、第 21 条第 1 項の規定の規定による実用新案権の設定登録を行った日から実用新案登録出願日後 10 年となる日までとする。

②第 11 条の規定により準用される「特許法」第 34 条及び第 35 条の規定によって、正当な権利者の実用新案が登録された場合には、第 1 項の実用新案権の存続期間は、無権利者の実用新案登録出願日の翌日から起算する。

第 22 条の 2【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長】

①実用新案登録出願について、実用新案登録出願日から 4 年または出願審査の請求日から 3 年の中遅い日より遅延され実用新案権の設定登録が行われる場合には、第 22 条第 1 項にもかかわらず、その遅延された期間ほど該当実用新案権の存続期間を延長することができる。

②第 1 項の規定を適用することにおいて、出願人により遅延された期間は、第 1 項による実用新案権の存続期間の延長から除外される。ただし、出願人により遅延された期間が重なる場合には、実用新案権の存続期間の延長から除外される期間は出願人により実際遅延された期間を超過してはならない。

③第 2 項において、“出願人により遅延された期間”に関する事項は、大統領令に定める。

④第 1 項により実用新案登録出願日から 4 年を起算する時には、第 10 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 40 条第 4 項及び第 11 条により準用される「特許法」第 34 条・第 35 条・第 52 条第 2 項にもかかわらず、次の各号に該当する日を実用新案登録出願日とみなす。

1. 第 10 条による変更出願の場合には、変更出願をした日
2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条または第 35 条による正当な権利者の実用新案登録出願の場合には、正当な権利者が出願をした日
3. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条による分割
4. 第 34 条第 1 項により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には、第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日
5. 第 40 条により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には、国際出願の出願人が第 40 条第 1 項により決定を申請した日
6. 第 1 号から第 5 号までの規定の中、いずれかの一つに該当しない実用新案登録出願に対しては、その実用新案登録出願日

<新設 2011.12.2>

第 22 条の 3 【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録出願】

①第 22 条の 2 により実用新案権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下、本条及び第 22 条の 4 で“延長登録出願人”という)は、次の各号の事項を記載した実用新案権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 延長登録出願人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
2. 延長登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
3. 延長対象実用新案権の登録番号
4. 延長申請の期間
5. 産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明できる資料を添付しなければならない)

<改正 2013.3.23>

②第 1 項による実用新案権の存続期間の延長登録出願は、実用新案権の設定登録日から 3 ヶ月以内に出願しなければならない。

③実用新案権が共有である場合には、共有者全員が共同で実用新案権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。

④延長登録出願人は、審査官が実用新案権の存続期間の延長登録可否決定前まで延長登録出願に記載された事項の中第 1 項第 4 号及び第 5 号の事項に対して、補正することができる。但し、第 22 条の 6 により準用される拒絶理由通知を受けた後には、該当拒絶理由通知による意見書提出期間にだけ補正することができる。

<新設 2011.12.2>

第 22 条の 4 【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録拒絶決定】審査官は、実用新案権の存続期間の延長登録出願が次の各号の何れかの 1 つに該当する場合には、その出願に対して延長登録拒絶決定をしなければならない。

1. 延長申請の期間が第 22 条の 2 により認定される延長の期間を超過した場合
2. 延長登録出願人が該当実用新案権者ではない場合

3. 第 22 条の 3 第 3 項を違反して延長登録出願をした場合

<新設 2011.12.2>

第 22 条の 5 【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録決定等】

①審査官は、実用新案権の存続期間の延長登録出願に対して第 22 条の 4 各号の何れかの 1 つに該当する事由を発見することが出来ない場合には、延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は、第 1 項の延長登録決定があれば、実用新案権の存続期間の延長を実用新案登録原簿に登録しなければならない。

③第 2 項による登録があれば、次の各号の事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

1. 実用新案権者の姓名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
2. 実用新案権の登録番号
3. 延長登録年月日
4. 延長期間

<新設 2011.12.2>

第 22 条 6 【準用規定】 実用新案権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第 14 条、「特許法」第 57 条第 1 項・第 67 条・第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び同条第 7 号を準用する。

<新設 2011.12.2>

第 23 条 【実用新案権の効力】 実用新案権者は、業としてその登録実用新案を実施する権利を独占する。但し、その実用新案権に関して第 28 条の規定により準用される「特許法」第 100 条第 1 項の規定により他人に対して専用実施権を設定したときは、同条第 2 項の規定に従い専用実施権者がその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲内においては、この限りでない。

第 24 条 【実用新案権の効力が及ばない範囲】 実用新案権の効力は、次の各号のいずれか一つに該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験を行うための登録実用新案の実施

2.国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物

3.実用新案登録出願時から国内にある物

第 25 条【他人の登録実用新案等との関係】 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明若しくは登録デザイン、若しくはこれに類似したデザインを利用するか、又は実用新案権がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触する場合は、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を得ずには、自己の登録実用新案を業として実施することができない。

第 26 条【無効審判請求前の実施による通常実施権】

①次の各号のいずれか一つに該当する者が、実用新案登録又は特許に対する無効審判請求前に、自己の登録実用新案又は特許発明が無効事由に該当することを知らないで、国内において、その考案又は発明の実施事業を行うか、又はその事業の準備をしている場合、その実施又は準備をしている考案又は発明及び事業の目的の範囲内において、その実用新案権について通常実施権を有するか、又は実用新案登録の特許が無効となったときに存在する専用実施権について通常実施権を有する。

1.同一考案に対する 2 以上の実用新案登録中、一つを無効にした場合の原実用新案権者

2.登録実用新案と特許発明が同一であり、その特許を無効にした場合の原特許権者

3.実用新案登録を無効にして同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合の原実用新案権者

4.特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合の原特許権者

5.第 1 号乃至第 4 号の場合において、無効とされた実用新案権又は特許権について無効審判請求のときに既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し、登録した者。この場合、第 28 条の規定により準用される「特許法」第 118 条第 2 項の規定に該当する者である場合には、登録を要しない。

②第 1 項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に対価を支払わなければならない。

第 27 条【デザイン権の存続期間満了後の通常実施権】

①実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了したときは、その原デザイン権者は原デザイン権の範囲内において、その実用新案権又はそのデザイン権の存続期間の満了の際現に存在する専用実施権について通常実施権を有する。

②実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときは、その満了する当時に存在するデザイン権についての専用実施権又はそのデザイン権や専用実施権に関する「デザイン保護法」第 61 条の規定によって準用される「特許法」第 118 条第 1 項の規定による効力がある通常実施権を有する者は、原権利の範囲内で、その実用新案権又はデザイン権の存続期間が満了する当時に存在する専用実施権について通常実施権を有する。

③第 2 項の規定により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

第 28 条【「特許法」の準用】「特許法」第 97 条、第 99 条から第 103 条まで、第 106 条から第 111 条まで、第 111 条の 2、第 112 条から第 115 条まで、第 118 条から第 125 条まで及び第 125 条の 2 を準用する。

<改正 2011.12.2>

第 6 章 実用新案権者の保護

第 29 条【侵害とみなす行為】登録実用新案に関する物品の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸渡し、若しくは輸入するか、又は業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの請約をする行為は、実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第 30 条【「特許法」の準用】「特許法」第 126 条・第 128 条及び第 130 条乃至第 132 条の規定は、実用新案権者の保護に関して、これを準用する。

第 7 章 審判・再審及び訴訟

第 31 条【実用新案登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、実用新案登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が 2 以上であるときには請求項ごとに請求することができる。但し、実用新案権の設定登録がある日から登録公告日後 3 月以内に何人も次の各号（第 5 号を除外する）のいずれか一つに該当するという理由で無効審判を請求することができる。

1.第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 3 項第 1 号・同条第 4 項又は第 3 条の規定によって準用される「特許法」第 25 条の各規定に違反する場合

<改正 2011.3.30>

2. 実用新案登録後、その実用新案権者が第 3 条の規定により準用される「特許法」第 25 条の規定により実用新案権を享有することができない者となるか、又はその実用新案登録が条約に違反する事由が発生した場合

3. 条約の規定に違反して実用新案登録を受けることができない場合

4. 第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

5. 第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文の規定による実用新案登録を受けることができる権利を有さないか、又は同法第 44 条の規定に違反する場合

6. 第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項但し書の規定によって実用新案登録を受けることができない場合

7. 第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 2 項の規定による範囲を逸脱した補正である場合

8. 第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した分割出願である場合

②第 1 項の規定による審判は、実用新案権が消滅した後でも、これを請求することができる。

③実用新案登録を無効とするという審決が確定したときは、その実用新案権は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 2 号の規定により実用新案登録を無効とするという審決が確定したときは、実用新案権は、その実用新案登録が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求があるときには、その趣旨をその実用新案権の専用実施権者、その他実用新案登録に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 31 条の 2 【実用新案権の存続期間の延長登録の無効審判】

①利害関係人または審査官は、第 22 条の 5 による実用新案権の存続期間の延長登録が次の各号の何れかの 1 つに該当する場合には無効審判を請求することができる。

1. 延長登録により延長された期間が第 22 条の 2 により認定される延長の期間を超過した場合

2. 該当実用新案権者ではない者の出願に対して延長登録された場合

3. 第 22 条の 3 第 3 項を違反した出願に対して延長登録された場合

②第 1 項の審判の請求に関しては、第 31 条第 2 項及び第 4 項を準用する。

③延長登録を無効とするという審決が確定された場合には、その延長登録による存続期間の延長は初めからなかったものとみなす。但し、延長登録が第 1 項第 1 号に該当して無効となった場合には、第 22 条の 2 により認定される延長の期間を超過して延長された期間のみに対して、延長がなかったものとみなす。

〈新設 2011.12.2〉

第 32 条【通常実施権の許与の審判】

①実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案が第 25 条の規定に該当して実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由なしに許諾しないか、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録実用新案の実施に必要な範囲内で通常実施権の許与の審判を請求することができる。

②第 1 項の規定による請求がある場合は、その登録実用新案が、その登録実用新案の出願日前に出願された他人の登録実用新案又は特許発明に比べて相当の経済的価値があり、重要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権の許与をしてはならない。

③第 1 項の審判により通常実施権を許与した者が通常実施権の許与を受ける者の登録実用新案の実施を必要とする場合、通常実施権の許与を受けた者が実施を許諾しないか、又は実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権の許与を受けて実施しようとする登録実用新案の範囲内で通常実施権許与の審判を請求することができる。

④第 1 項及び第 3 項の規定による通常実施権者は、実用新案権者・特許権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対して対価を支払わなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由により支払うことができないときは、その対価を供託しなければならない。

⑤第 4 項の規定による通常実施権者は、その対価を支払わないか、又は供託をしない場合、その登録実用新案・特許発明又は登録デザインやそれに類似したデザインを実施することができない。

第 33 条【「特許法」の準用】 実用新案に関する審判・再審及び訴訟に関しては、「特許法」第 132 条の 3、第 133 条の 2、第 135 条から第 137 条まで、第 139 条、第 140 条、第 140 条の 2、第 141 条から第 153 条まで、第 153 条の 2、第 154 条から第 166 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 176 条、第 178 条から第 188 条まで、第 188 条の 2、第 189 条から第 191 条まで及び第 191 条の 2 を準用する。

[全文改正 2009.1.30]

第 8 章「特許協力条約」による国際出願

第 34 条【国際出願による実用新案登録出願】

①「特許協力条約」により国際出願日が認定された国際出願であって、実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす。

②第 1 項の規定による実用新案登録出願としてみなす国際出願(以下、“国際実用新案登録出願”とする)については、第 11 条にの規定により準用される「特許法」第 54 条の規定はこれを適用しない。

第 35 条【国際実用新案登録出願の翻訳文】

①国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第 2 条(xi)の優先日(以下、“優先日”とする)から 2 年 7 月(以下、“国内書面提出期間”とする)以内に、国際出願日に提出した明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明部分に限る)及び要約書の国語翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。但し、国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第 19 条(1)の規定により請求の範囲に関する補正を行ったときは、国際出願日に提出した請求の範囲に対する国語翻訳文を補正後の請求の範囲に対する国語翻訳文に替えて提出することができる。

②国内書面提出期間内に第 1 項の規定による明細書及び請求の範囲の国語翻訳文の提出がない場合は、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

③第 1 項の規定によって国語翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間内に、その国語翻訳文に替えて、新しい国語翻訳文を提出することができる。但し、出願人が出願審査の請求を行った後は、この限りでない。

④国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書や請求の範囲に記載された事項及び図面中の説明部分であって、国内書面提出期間(その期間内に)出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求日をいい、以下“基準日”とする)内に提出され第 1 項又は第 3 項の規定による国語翻訳文(以下“出願翻訳文”とする)に記載されていないものは、国際出願日に提出された国際実用新案登録出願の明細書及び請求の範囲に記載されていなかったものとみなすか、又は図面中の説明がなかったものとみなす。

⑤国際実用新案登録出願の国際出願日の出願書は、第 8 条第 1 項の規定により提出された出願書とみなす。

⑥国際実用新案登録出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約書の出願翻訳文(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合は、国際出願日に提出された明細書、請求の範囲、図面及び要約書)は、第 8 条第 2 項の規定により提出された明細書・図面及び要約書とみなす。

⑦第 41 条の規定により準用される「特許法」第 204 条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項但し書の規定によって補正後の請求の範囲の国語翻訳文を提出する場合は、これを適用しない。

⑧第 1 項但し書の規定により補正後の請求の範囲についての国語翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。

第 36 条【図面の提出】

- ①国際実用新案登録出願の出願人は国際出願日に提出した国際出願が図面を含まない場合は、基準日までに図面(図面に関する簡単な説明を含む)の特許庁長に提出しなければならない。
- ②特許庁長は基準日までに第 1 項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に期間を定めて図面の提出を命じることができる。基準日までに第 35 条第 1 項又は第 3 項の規定による図面の国語翻訳文の提出がないときも同様とする。
- ③特許庁長は第 2 項の規定により、図面の提出命令を受けた者がその指定された期間内に図面を提出しないときには、その国際実用新案登録出願を無効とすることができる。
- ④第 1 項又は第 2 項の規定により提出された図面及び図面の国語翻訳文は第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 1 項の規定による補正とみなす。この場合、「特許法」第 47 条第 1 項の補正期間は、図面の提出にこれを適用しない。

第 37 条【変更出願時期の制限】「特許法」第 199 条第 2 項の規定より国際出願日に出願された特許出願とみなす国際出願を基礎にして実用新案登録出願として変更出願をする場合は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、「特許法」第 82 条第 1 項の規定による手数料を納付して同法第 201 条第 1 項の規定による国語翻訳文(国語で出願された国際特許出願の場合を除く)を提出した後(「特許法」第 214 条第 4 項の規定によって国際出願日として認定することができた日に出願されたものとみなす国際出願を基礎にする場合には同項の規定による決定があった後)でない場合は、これを行うことができない。

第 38 条【出願審査請求時期の制限】国際実用新案登録出願の出願人は、第 35 条第 1 項の規定による手続き(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合を除く)を踏み、第 17 条第 1 項の規定による手数料を納付した後でないか、又は国際実用新案登録出願の出願人でない者は、第 35 条第 1 項において規定した期間を経過した後でない場合は、第 12 条第 2 項の規定にかかわらずその国際実用新案登録出願に関して出願審査の請求を行うことができない。

第 39 条【実用新案登録の無効審判の特例】外国語で出願された国際実用新案登録出願の実用新案登録については、第 31 条第 1 項各号の規定による場合以外に、考案が次の各号のいずれか一つに該当しないという理由で、実用新案登録の無効審判を請求することができる。

- 1.国際出願日に提出された国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)とその出願翻訳文に共に記載されている考案
- 2.国際出願日に提出された国際出願の図面(図面中の説明部分を除く)に記載されている考案

第 40 条【決定により実用新案登録出願となる国際出願】

- ①国際出願の出願人は、「特許協力条約」第 4 条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(実用新案登録出願のみ該当する)が次の各号の何れか一つに該当する場合、**産業通商資**

源部令で定める期間に産業通商資源部令が定めるところに従い、特許庁長に同条約第 25 条(2)(a)による決定をしてくれるように申請をすることができる。＜改正 2009.1.30、2013.3.23＞

1.「特許協力条約」第 2 条(x v)の受理官庁がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)による拒否をする場合

2.「特許協力条約」第 2 条(x v)の受理官庁がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)又は(b)による宣言をする場合

3.「特許協力条約」第 2 条(x i x)の国際事務局がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)による認定をした場合

②第 1 項の規定による申請をする者がその申請を行うときは、明細書、請求の範囲又は図面(図面中の説明部分に限る)、その他産業通商資源部令で定める国際出願に関する書類の国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

＜改正 2013.3.23＞

③特許庁長は、第 1 項の規定による申請があるときは、その申請に関する拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則の規定に従って正当であるか否かの決定をしなければならない。

④特許庁長は、第 3 項の規定により拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約規則の規定に従って正当でないという決定をしたときは、その決定に関する国際出願は、拒否・宣言又は認定がなかった場合、国際出願日と認められた日に出願された実用新案登録出願とみなす。

⑤特許庁長は、第 3 項の規定による正当性可否の決定をするときは、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。＜新設 2007.1.3＞

⑥第 34 条第 2 項、第 35 条第 4 項乃至第 8 項、第 38 条、第 39 条、第 41 条の規定により準用される「特許法」第 200 条、第 202 条第 1 項・第 2 項及び第 208 条の規定は、第 4 項の規定によって実用新案登録出願となる国際出願についてこれを準用する。＜改正 2007.1.3＞

⑦第 4 項の規定により実用新案登録出願となる国際出願に関する出願公開に関しては、第 15 条の規定により準用される「特許法」第 64 条第 1 項中“特許出願日”は“第 35 条第 1 項の優先日”と読み替える。＜改正 2007.1.3＞

第 41 条【「特許法」の準用】「特許法」第 192 条乃至第 198 条、198 条の 2、第 200 条、第 202 条乃至 208 条及び第 211 条の規定は、国際実用新案登録出願に関してこれを準用する。

第 9 章 補 則

第 42 条【実用新案公報】

①特許庁長は、大統領令に定めるところにより実用新案公報を発行しなければならない。

＜改正 2013.3.22＞

②実用新案公報は知識経済部令で定めるところにより、電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で実用新案公報を発行する場合は、情報通信網を活用して実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第 43 条【専門機関等の役・職員に対する公務員擬制】第 15 条の規定により準用される「特許法」第 58 条第 1 項の規定による専門機関又は第 44 条の規定により準用される「特許法」第 217 条の 2 第 3 項の規定による特許文書電子化機関の役員・職員又はその職にあった者は、第 46 条の規定を適用するにおいて、特許庁職員又はその職にあった者とみなす。＜改正 2009.1.30＞

第 44 条【「特許法」の準用】 実用新案に 関しては、「特許法」第 215 条、第 215 条の 2、第 216 条、第 217 条、第 217 条の 2、第 218 条から第 220 条まで、第 222 条から第 224 条まで及び第 224 の 2 から第 224 条の 5 までの規定を準用する。

＜改正 2011.12.2＞

第 10 章 罰 則

第 45 条【侵害罪】

①実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、告訴があれば公訴を提起することができる。

第 46 条【秘密漏洩の罪等】特許庁又は特許審判院の職員又はその職にあった者がその職務上知ることになった実用新案登録出願中の考案（国際出願中の考案を含む）に関して秘密を漏らすか、又は盗用したときは、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。＜改正 2009.1.30＞

[第 49 条から移動、以前の第 46 条は第 47 条に移動＜2009.1.30＞]

第 47 条【偽証罪】

①第 33 条及び「特許法」第 157 条第 2 項の規定により準用される「民事訴訟法」の規定に従って宣誓した証人・鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳を行ったときは、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の規定による罪を犯した者がその事件の審決の確定前に自首したときは、その刑を減輕、又は免除することができる。

[第 46 条から移動、以前の第 47 条は第 48 条に移動<2009.1.30>]

第 48 条【虚偽表示の罪】第 44 条の規定により準用される「特許法」第 224 条第 1 号乃至第 3 号の規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

[第 47 条から移動、以前の第 48 条は第 49 条に移動<2009.1.30>]

第 49 条【詐偽行為の罪】詐偽、その他の不正な行為により実用新案登録又は審決を受けた者は 3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処す。

[第 48 条から移動、以前の第 49 条は第 46 条に移動<2009.1.30>]

第 49 条の 2 【秘密維持命令違反罪】

①国内外で正当な事由なしで、第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 3 第 1 項による秘密維持命令を違反した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ控訴を提起することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第 50 条【両罰規定】法人の代表者や法人又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第 45 条第 1 項・第 48 条又は第 49 条の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人に対しては次の各号のいずれか一つに該当する罰金刑を、その個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。<改正 2009.1.30>

1.第 45 条第 1 項の場合:3 億ウォン以下の罰金

2.第 48 条又は第 49 条の場合:6 千万ウォン以下の罰金

第 51 条【没収等】

①第 45 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物品、又はその侵害行為により生じた物品は、これを没収するか、又は被害者の請求によりその物品を被害者に交付することを宣告することができる。

②被害者は、第 1 項の規定による物品の交付を受けた場合には、その物品の価額を超える損害の額に限り、賠償を請求することができる。

第 52 条【過料】

①次の各号のいずれか一つに該当する者は、50 万ウォン以下の過料に処する。

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条の規定により宣誓した者であって特許審判院に対し虚偽の陳述をした者

2.特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して、書類その他の物品の提出又は提示を命じられた者であって正当な理由なくその命令に応じなかった者

3.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚を受けた者であって正当な理由なく召喚に応じないか、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより特許庁長が賦課・徴収する。

③<削除 2011.12.2>

④<削除 2011.12.2>

⑤<削除 2011.12.2>

附 則<1998.9.23>

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に準用している特許法第 28 条の 2 乃至第 28 条の 5 の規定は 1999 年 1 月 1 日から適用し、この法第 59 条第 6 項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての規定、第 65 条第 1 項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願に対する翻訳文提出免除に係る規定、第 72 条に準用している特許法第 210 条の中の韓国語によって出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に係る規定と、第 72 条に準用している特許法第 193 条第 1 項及び同法第 198 条の 2 の規定は、特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定により、大韓民国政府が国際調査機関の選定と関連して、国際事務局と締結する協定が発効される日から適用する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律施行当時、従前の規定により出願された実用新案登録出願及び同実用新案登録出願についての審査、実用新案登録、実用新案権、実用新案登録異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条【電子文書による実用新案関連手続の処理に係る適用例】第 4 条に準用している特許法第 28 条の 3 乃至第 28 条の 5、及びこの法律第 77 条に準用する特許法第 217 条の 2 第 5 項の規定は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される実用新案登録出願から適用する。

第 4 条【実用新案登録要件についての適用例】第 5 条第 3 項の規定はこの法律の施行後に実用新案登録出願した考案(以下、本条では“後出願考案”という)が、この法律施行前に実用

新案登録出願をして、後出願考案の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書、又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第 5 条【従前の実用新案登録出願に係わる新法適用の特例】

①附則第 2 条の規定にかかわらず、この法律の施行当時に特許庁に係属中である実用新案登録出願(この法律施行日現在、当該実用新案登録出願の出願日から 6 年を経過した出願を除く)について、出願人の申請がある場合、当該実用新案登録出願についてはこの法律の規定を適用する。

②第 1 項の規定により、この法律の適用を受けるために申請をしようとする者は、この法律の施行日から 1 年以内に産業資源部令によって定められたことにより、特許庁長に申請書を提出しなければならない。ただし、従前の第 36 条第 1 項又は従前の第 44 条第 4 項の規定により、実用新案登録出願とみなされた国際出願に対するこの法律の適用の申請は、申請当時に従前の第 37 条第 1 項及び従前の第 38 条の規定により翻訳文及び書面を提出し、従前の第 17 条第 1 項の規定により手数料を納付した場合に限る。

③第 1 項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願は、当初の実用新案登録出願の出願日に出願されたものとみなし、当初の実用新案登録出願は第 1 項の規定により申請日に取り下げられたものとみなす。

④第 1 項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願の出願書に添付した明細書・図面又は要約書の補正は、第 13 条第 1 項のただし書の規定にかかわらず、第 2 項の規定により申請書を提出した日から第 13 条第 1 項のただし書の規定により産業資源部令において定められた期間内にこれを行うことができる。

第 6 条【他の法律の改正】

①発明振興法の中で、次の通りに改正する。第 14 条の中で、“実用新案法第 11 条”とあるのは“実用新案法第 20 条”とする。

②法源組織法の中で、次の通りに改正する。第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項の中で、“実用新案法第 35 条”とあるのは、其々“実用新案法第 55 条”とする。

附 則<2001.2.3>

①【施行日】 この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、第 19 条第 1 項、第 28 条の 2 の中で、特許法第 141 条及び第 142 条についての部分、第 31 条第 2 項・第 3 項、第 77 条に準用している特許法第 217 条第 1 項のただし書及び第 83 条の改正規定は、公布した日から施行する。

②【**実用新案登録要件についての適用例**】 第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 条第 1 項第 1 号他目の改定規定はこの法律施行後に最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

③【**一般的経過措置**】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願についての基礎的要件審査・実用新案登録・実用新案権・実用新案登録異議の申立て・審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、第 27 条第 4 項の改正規定に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

2.技術評価請求書を却下するにおいては、第 28 条の 2 の改定規定に準用している特許法第 141 条を適用する。

3.登録料の追納により実用新案権を遡及して存続擬制するにおいては、第 29 条の 3 の改正規定を適用する。

4.実用新案登録異議の申立てをするにおいては、第 48 条に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

5.実用新案登録の無効審判を請求するにおいては、第 49 条の 2 第 1 項乃至第 3 項の改定規定、同条第 4 項の改定規定に準用している第 51 条第 2 項乃至第 4 項・第 6 項乃至第 10 項及び第 55 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を其々適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第 1 条（**施行日**）この法律は 2005 年 9 月 1 日 から施行する。

附 則<2002.12.11>

①【**施行日**】 この法律は、公布後 5 月が経過した日から施行する。ただし、第 59 条第 1 項の改定規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【**実用新案技術評価の処理に係る適用例**】 第 28 条の 2 の改定規定は、この法律施行後に最初に申請される実用新案技術評価から適用する。

③【国際実用新案登録出願の国内書面提出期間についての経過措置】 この法律の施行当時、国内書名提出期間が経過した国際実用新案登録出願については、第 59 条第 1 項の改定規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則<7872 号、2006.3.3>

第 1 条【施行日】 この法律は、2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 5 条、第 7 条第 4 項但し書、第 52 条の改正規定及び附則第 3 条但し書の規定は公布した日から施行する。

第 2 条【実用新案登録要件等に関する適用例】 第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 第 1 項及び第 7 条第 4 項の改正規定はそれぞれ同規定の施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に関する審査、実用新案登録、実用新案権、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、従前の第 27 条第 4 項で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

2.実用新案登録異議申立てを行うことにおいては、従前の第 48 条で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

第 4 条【実用新案登録異議申立てに関する経過措置】 2007 年 6 月 30 日までの実用新案登録異議申立てに関しては従前の規定を適用する。

第 5 条【他の法律の改正】

①法院組織法一部を次の通り改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項中“実用新案法 第 55 条”をそれぞれ“「実用新案法」 第 33 条”とする。

②技術移転促進法一部を次の通り改正する。

第 15 条第 2 項本文中“実用新案法 第 34 条”を「実用新案法」第 20 条”とする。

附 則<8193 号、2007.1.3>

第 1 条【施行日】 この法律は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【実用新案登録出願等に関する適用例】 第 8 条、第 12 第 2 項但し書及び第 13 条第 4 号の改正規定はこの法律施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条【実用新案登録無効審判手続きでの実用新案登録の訂正に関する適用例】 第 33 条で準用する「特許法」第 133 条の 2 の改正規定は、この法律施行後最初に実用新案登録無効審判を請求するものから適用する。

第 4 条【権利範囲確認審判における説明書及び図面の補正に関する適用例】 第 33 条で準用する「特許法」第 140 条第 2 項第 2 号の改正規定は、この法律施行後最初に権利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第 5 条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に対する審査・審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

附 則<8852 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、・・・<省略>・・・、附則第 6 条によって改正される法律中、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行の日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条 省略

第 6 条【他の法律の改正】①について<745>まで省略

<746> 実用新案法の一部を次の通り改正する。

第 8 条第 3 項・第 9 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 3 項、第 40 条第 1 項・第 2 項及び第 42 条第 2 項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。

<747>乃至<760> 省略

第 7 条 省略

附 則<9234 号、2008.12.26>

この法は、公布された日から施行する。

附 則〈第 9371 号、2009.1.30〉

①【**施行日**】 この法は、2009 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 4 条第 4 項、第 11 条、第 14 条第 2 項、第 40 条、第 43 条、第 46 条から第 50 条までの改正規定は公布した日から施行する。

②【**国語で出願した国際実用新案登録出願の実用新案登録の要件等に関する適用例**】 第 4 条第 4 号の改正規定は 2009 年 1 月 1 日以後最初に国語で出願する国際実用新案登録出願から適用する。

③【**登録料の追加納付又は補填等に関する適用例**】 第 16 条の改正規定は、この法律施行後最初に登録料を納付するものから適用する。

④【**一般的な経過措置**】 この法律施行当時以前の規定により出願された実用新案登録出願については以前の規定による。

附 則 〈法律第 10502 号、2011.3.30〉

①【**施行日**】 この法は 2011 年 7 月 1 日から施行する。

②【**実用新案登録出願などに関する適用例**】 第 8 条及び第 31 条の改正規定はこの法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

附 則 〈法律 第 11114 号、2011. 12. 2〉

第 1 条 【**施行日**】 この法は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。

第 2 条 【**公知などにならない考案とみなす場合に関する適用例**】 第 5 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条 【**登録遅延による実用新案権の存続期間の延長などに関する適用例**】 第 20 条で準用する「特許法」第 83 条、第 33 条で準用する「特許法」第 132 条の 3、第 139 条、第 165 条、第 176 条及び第 187 条と第 22 条の 2 から第 22 条の 6 まで及び第 31 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 4 条 【秘密維持命令などに関する適用例】 第 44 条の改正規定で準用する「特許法」第 224 条の 3 から第 224 条の 5 までの改正規定は、この法施行後最初に実用新案権または専用実施権の侵害に関する訴訟が提起されものから適用する。

第 5 条 【実用新案権取消の廃止による経過措置】 この法施行前に従来第 28 条により準用される「特許法」第 116 条による実用新案権の取消事由が発生したものに対する実用新案権の取消に関しては、従来規定に従う。

附 則 <法律 第 11653 号、2013.3.22>

第 1 条 【施行日】 この法は、2013 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 10 条第 6 項及び第 12 条第 3 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 【変更出願に関する適用例】 第 10 条第 6 項の改正規定は、同改正規定施行後出願した変更出願から適用する。

第 3 条 【実用新案登録出願の回復に関する適用例】 第 15 条の改正規定は、この法施行後出願した実用新案登録出願から適用する。

第 4 条 【実用新案登録の要件に関する経過措置】 この法施行前に従来の規定により出願した実用新案登録出願に対しては、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定にもかかわらず、従来の規定に従う。

附 則 <法律 第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第 1 条 【施行日】

① この法は公布した日から施行する。

② 省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条 【他の法律の改正】

①から<458>まで省略

<459> 実用新案法一部を次の通り改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号、同条第 9 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 22 条の 3 第 1 項第 5 号、第 40 条第 1 項各号外の部分、同条第 2 項及び第 42 条第 2 項中“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。

<460>から<710>まで省略

第 7 条 省略